

考え方

◆基本方針策定の背景

市では、平成19年2月に「長門市立小中学校適正配置方針（期間：平成19年度～平成28年度）」を定め、5校を統廃合するなど学校規模適正化に取り組みましたが、方針期間満了後は、地域振興等の観点からこれ以上の統廃合は行わないという方針で、現在に至っています。

しかしながら、少子化の進展により本市の多くの学校で小規模化が進んでおり、加えて、将来推計によれば、さらなる小規模化が見込まれる状況です。こうした現状を踏まえ、市では、子どもたちのよりよい教育環境の実現に向けて「今後の学校のあり方」について再検討する段階にきていると判断しました。

◆検討の基本的な考え方

平成27年1月に国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引」という。）を踏まえ、市では、検討にあたり必要な観点を次の3つに整理した上で、検討の基本的な考え方を以下の①～③としました。

1. 教育的な観点

学校規模の適正化はあくまでも、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、より良い学校教育の実現のために行うべきとされ、本市においても、学校の小規模化に伴う教育上の課題について、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、今後の学校のあり方を考える必要があります。

2. 地域コミュニティの核としての性格への配慮の観点

学校施設は地域のコミュニティの核としての性格も有しており、学校の存続は、地域のあり方にも大きく影響するものであることから、学校教育の直接の受益者である保護者の声を重視しつつ、地域住民の理解を得ながら進める必要があります。

3. 公共施設管理の観点

教育的な観点を考える上で、学校施設の整備充実は必要不可欠であり、安全で質の高い教育環境を将来にわたり提供し続けるためには、限られた財源を効果的に活用しながら、適切に施設の更新・統廃合・長寿命化を、長期的な視点で行う必要があります。



①子どもたちにとってよりよい教育を行うための「教育条件の改善」を目的とするものであること

②地域における学校運営の課題を可視化し、保護者や地域住民など、関係者の理解を得ながら進めること

③財源の効果的な活用を図ること

学校規模適正化の検討にあたっては、**何よりも「子どもたちの教育条件の改善」を最優先に、保護者や地域住民の皆様の理解を得ながら進めてまいります。**

検討の進め方

◆本市における検討の進め方

手引において、国は学級数ごとに検討の目安を示しています。

本市の状況を目安に当てはめると、令和11年度には小学校で全11校中10校、中学校で全5校中3校が「速やかに検討する必要がある」に区分されます。なお、現在の本市の危機的な少子化の状況等を踏まえると、学校ごとではなく、市全体の学校規模適正化について、長期的な見通しをもって検討していく必要があります。

一方で、通小、神田小については、ここ数年、入学者がない状態が続いたことから、本市の学校の中でも予想以上に小規模化が進み、早急に検討が必要な状況にあります。

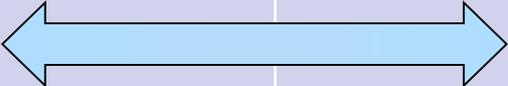
①小規模化が進んでいる通小、神田小については、先行して学校規模適正化について検討します。

②残る全ての小・中学校について、適正規模・適正配置審議会を設置し、将来的な児童生徒数減少を見据えた学校規模適正化について検討します。

検討のロードマップ

①通・神田小学校における検討

	教育委員会	学校運営協議会 (地域・保護者)
R5	現状の整理	
R6	適正化の検討 ・学運協における現状説明等 ・保護者への現状説明等 ・保護者や地域へのアンケート ・教育委員会での検討 ・適正化の方針決定	適正化の検討 ・学運協内での検討・意見とりまとめ



②適正規模・適正配置審議会における検討

	審議会	教育委員会	学校運営協議会 (地域・保護者)
R6		・現状の整理	
R7	・設置 (保護者・地域住民・学校関係者・有識者等) ・検討	・学運協における現況説明等 ・アンケート(学校現場) ・アンケート(保護者全体・地域) ・説明会	・学運協における情報共有・課題抽出、協議・意見聴取 ・アンケート(保護者全体・地域)への回答 ・説明会への参加
R8.12	・素案 ・素案修正 ・答申	・パブリックコメント	

